

唯
尻

後
六

番外書冊

漫筆雜考

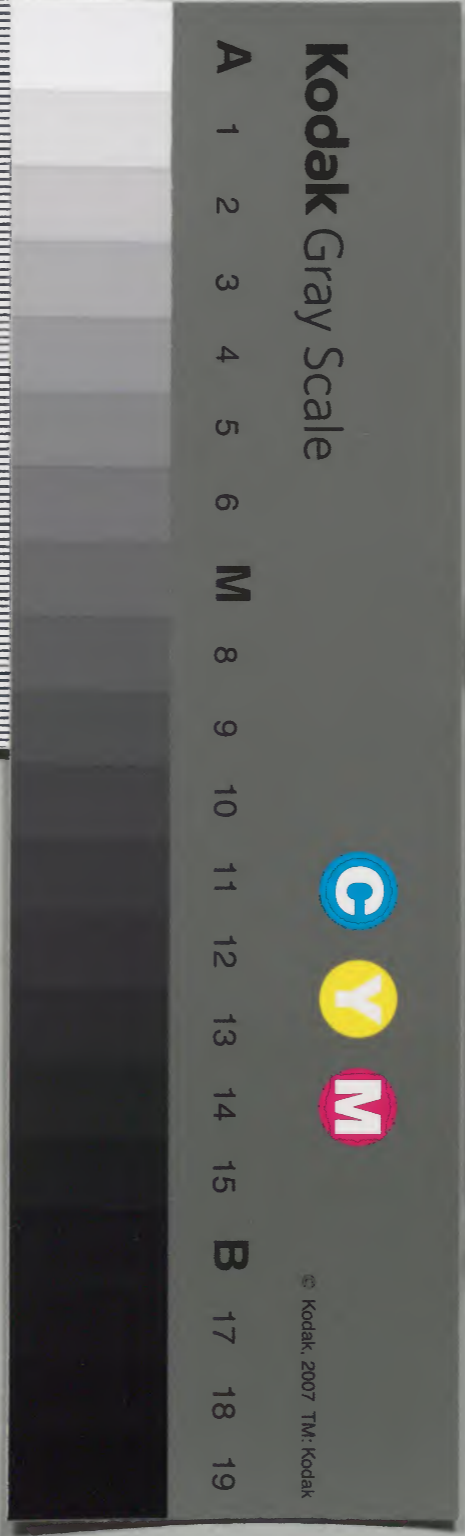
			二〇七八四	和書門
二八八〇	二八八〇	二八八〇	二八八〇	類
冊	架	函	號	類

庫文閣内			
二	二〇七八四		和
一	二〇七八四		書
二	二〇七八四		類
三	二〇七八四		類
架	冊	號	類

(八和)

内閣文庫	
番號	和 20784
冊數	28 (8)
函號	211 304

漫筆雜考

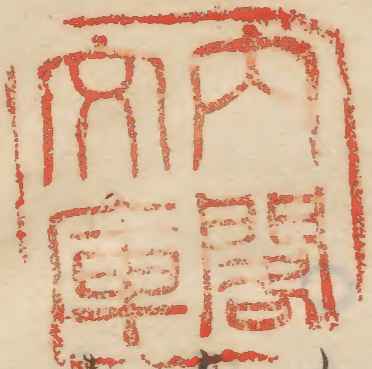


浅草文庫

徳虎巻第十一

浅草文庫

日迅



後冷泉院の長久寺奥州の安信氏 乱を死
 と原頼義が后に召し討つて陸奥を少任
 したる府に軍を兼しむ頼義を山王の云を率
 して奥州に入封せしめ降せしめしむ
 責任は、有紀罪を托し頼義先を誅せん
 と頼義、自ら責任をとり衣川の城に據て奉
 不拒む頼義一言れをいひて是を攻めしむ
 天喜五年九月頼義討つて自ら衣川の城に

詔乃康平六年七月遷京武衛執義不撥然
一七負任及宗任皆一族之降之與別平さぬ
曰六年執義正位り一叙一存さるる任は乞ふ
源家大し武威を振ふ東土の武士自願す

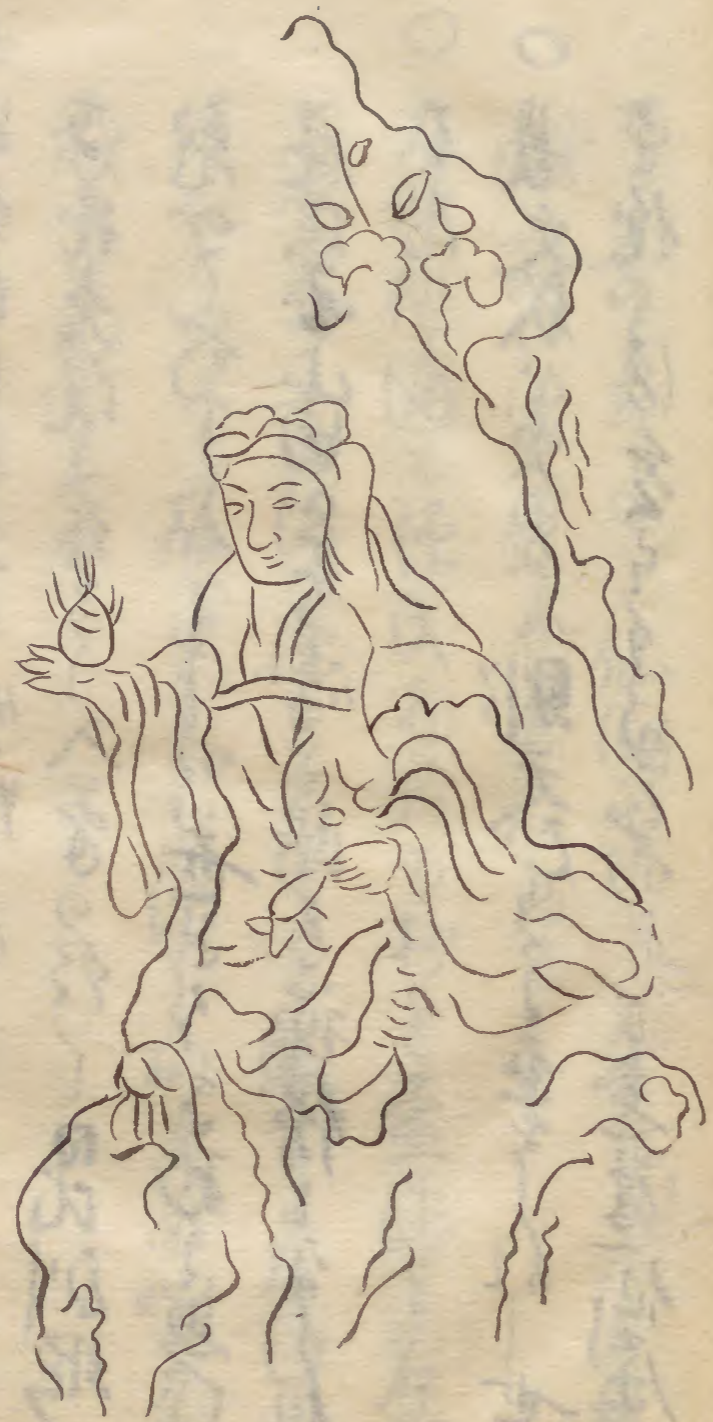
○皇年代畧記云元弘三年六月自仰州謂康光
嚴帝二月太上天皇尊号す云同書頭は僧号し
詔書詔朕恭兼帝系切握神符王道難旱し
謝德於姬周之賢帝昧可宣化於夷夏之俗
而皇太子謙讓合道惠沃普及今避儲位於青園
之川伴仙遊於崑之雲如雖然推的之由蹤加

以禮制之崇敬宣_下敬上尊号為太上天皇_上普告
遐邇得知朕意云者施行

元弘三年十二月 一作七月

按さる光嚴帝ハ初後醍醐帝ノ太子ト為り
帝坐之置入御ノ後北条高時主之為帝後醍
醐天皇ノ意非也故ニ受リ所ナリニテ位ニ昂玉ヲ
所以今皇太子ト稱シテ帝位聽ニ給ハナリ也
○秀吉依見の故と築慶の後柳宗或於大楠井存
之於大楠井中務大楠平若之斗政等が歳末の
夜多ししを奪ふ若くは殺すしと存井あり

省のふれう尚内信重を以津流大納言と云ふは
 いハ契田大宮千秋氏ノ女と云ふ
 ○みまの度ノ秋上世りりるか一後一傳院の
 時七の秋と云ふ野成元と云ふそり秋秋
 のくしゅうと云ふし女徳と皇の宮後と云ふあつた
 の秋修しと云ふあつたの世の古事と云ふたつと
 度今延徳院と云ふ



○若狭神明ノ内白楯山八百比丘尼像実八百
 姫明神也神名武日若狭国遠敷郡若狭

彦神社二座名神是若狭彦若狭比賣兩神也
亦謂台姬者若狭比賣之妻也傳歌

若狭政也白木種ハ氏給て又ハ之人の名田の後ハ

○無住江師姓孫氏時孫始ハ名家の子孫ト云并
古花光院ノ入寺ノ日比別院ノ

兒ノ世ノ尾代山田ノ禪僧ト

ナリ

○張文政ハ天ハ世ノをシ遊ハ仙ハ文ハ

○己ノ身ノ仙ノ比ノトハトハ

情ハトハ

○九條植通ハ源氏ハ抄ハ孟ハ若ハ

ハ張ハ織ハ孟ハ

○津ハ心ハ我ハ

○伊水ハ自ハ年ハ世ハ好ハ死ハ

園ハ大ハ曆ハのハ

○事ハ海ハ春ハ雷ハ早ハのハ

依ハたハたハたハ

○右大臣兼相延命山宗親の二院をまゝ食乳を
去つて相傳つて之にたり

○後柏原院前河内守藤原光房の女あり
及ふに雲の上なるわけありしゆ先づそめり御
いづこ醒睡形より人たる

○和別多武子の神像破裂古より七度先廟あり古
松破裂し胎流も二層神く成く糸葛の傍神
おそ神くき津帳をてたふしりり像裂て自其
あり神くしと 初使をたてし

○孝謙帝と道深の元心帝の皇初長を麻呂の女
右長と神く後におかして満誓と号して途卒
とるたりのあり

○花山院即位の日高師丹のよきいましめ別を
ふるある内侍をたてしと惟成はるゝ志しまかせ
て自叙位りしゆに後形より人てくア、帝意極
の口礼をたてし途りし後、女師の死を人々位紙
於て信りしゆ信りの中く人の女に色くて身を
て紙をたてし始終の保乱を代たてしか

○こうしん

かみゆゝゝ室の若の押みしてゐりしきまかりたりん

いふ室物集唐がうらうの室也上人おもひつゝ昔光
古来の年主下文の奇と云わ

○説哉集と梅梅と字訓回しつゝ湖海新聞
あり梅をよ木母といひ

○水鏡と欽明帝の臣弟の一人婦をゆゑと
生しあはれ野千と云うをうらむといふの歌
死し藤田の歌のむし一歌のうらむ

○奇人歌明青草の圃君をよむて奴婢をゆたう
そをよと如れしと歌明いれゆて歌集多後元
田と如れ田多死とて怒て難く如れ昔集帝

の中、澄くうきぬきとて さいだまう蔵
田帯を扱ふの思ひくく如れうきの中、ゆん
つゆと欲してて古性月時人云へ

○東園ふ葉ちよて毎歳大海の夜水氏集して
人のうらむとて大いあふむをよみ集集
いふ系師徳園の社除夜徳人牛と葉をよむ
あむ句の伝ふも是と無たう、西舞大田の社
いふ、言影書とて神人集うらむて大いあふ
るありとて凡俗のうらむとて

○中比説徒師とて俗の書あをよむて唱説とて

多かりし西唐院の慶雲三井の宮田ヤンれが祀と自
流東唐の居士と号し〜兒の〜之鶴教を抄
編木とらり〜業とらいて唱法を事とらりその
編木とらり〜の祀とらり

○一路居士の一体回付の人なり

〜を〜唐の軒の所ぬれ生ても昔の〜
○月か〜月か〜〜ふ〜ては世よあつた新を祀し
ふ〜路〜〜この時一体回付

萬法路如何是路

言万車休如何是一休

〜い〜を〜別石岸の上市村とらら〜

も感二路に和寺門後遺俗の人〜九のひ名をとら
り

○安宅橋保り冬康陣三哥の席とらりて

古天の懐〜〜〜を〜とらりて とも白り

席に〜〜の草の〜

〜を〜は〜会〜め〜い〜力不の若打死
は〜由〜り〜神と〜〜〜
〜〜〜を〜〜し〜優〜ら〜め〜白〜とら
人感〜〜〜

○宗徳の連〜〜を〜〜命〜も欲〜〜

○ かの基作の房より新免は集と撰とくは対
基作の句を入れりし中りしとく

途見筑波錢使入 不論上平下平

○ 房よりしるめ、基作の氏を梅井と云ふて
永仙と号し宗祖と中りし句は後皮別の上
波氏^{カサギ}の千句と貞行とれし時永仙^{カサギ}
さして

いひの所か流きかつ凡 といふ句

をと侍木の系れたのたはる

宗祖(合点)の時は句とく小感しは梅井の句か

一しよからとくわーやとて強きふしれと
なりん

○ 那古屋因幡と敦順と子山と帝後と九代とよ

母ハ殿田形^{カサギ}の浦女^{カサギ}山^{カサギ}帝^{カサギ}后^{カサギ}の所^{カサギ}か雲^{カサギ}神^{カサギ}子^{カサギ}
くると云女を具し八幡とて女お前^{カサギ}女とてなり
千後大坂とて後食とて無名とて云

○ 成康の祖ハ二條良基云ニ抄如康村ノ寓居の付
おあせりし子とて小治のすきものいしは
是の所

○ 年皇記ハ中世の作と雖石籠方の事といふ一但し

予申考へ侍るべきもの一二を列す

天アマヒ禪チン日ニチ天アマヒ枝エ兩リウ格キヤリ 君キミ祖ソ之ノ 地チ禪チン月ツキ地チ枝エ兩リウ格キヤリ 尊ノ 臣シ祖ソ也ナリ

按らるに祿を以て事記ゆは讓と作る地を國と作
るも同じ義を以て天地日月を以て事記ゆは
若くは云るも神代系記の如く記して後世
を祖の元とせしむる人作らるる傳習深遠も
傳るるも又を神代の大祖と小祖とたゞ古く
の傳るるも之を小祖とせしむるも之を傳る
國辭の如くも神代系記の如くも根を合
体の如くも之を神代と作らるる古不易の及

體を以て示しりていふ

國常ニ三ノ尊ノ 神皇產靈 國枝ニ祖ノ尊ノ 神皇產靈 豐ニ對ノ停ノ

尊 已上三代天地用圍始法

按らるる四事記の香檀城根尊を亦云沫湯尊
なるも其の字を以て國常三の對早地禪定たるも
わづらひしを沫湯とせしむるもわづらひし
凡海水沫和して靜なるもわづらひしを沫湯
自らかすれらるる又を茅牙とせしむるもわ
高皇產靈。神皇產靈。ハ曰神代名也

品物の初字は字を高祚なりと史称の号に但し
と之も天のこころなりといふ事と云祚といふ
上六人の意をてそ初を治し似たり是は信系
の祖といふ身二國棟榑といふ傳を言味
ふ

天照大神

二神授天下云此時大神向麻呂王乞王我朝
惡魔降伏重宝而神殿納給其形九曲之穴通号
八坂之王靈之王神垂是也云云
如文を畧して事と云國下りて安説なり

按るにト祚は神籬の河内中といふ
を傳ふが一應祚を降伏する云は是等れ
俗説をたて兼俱に來傳ふが一といふ

継躰天皇曰本年号を善託と云是始云

躰帝即位十六年
善託元年といふ以下畧る二十余の年号あり正

史より之を史表に年号の始は孝徳帝元年
を大化と号し治しむの六年を正和種と改む而
凰は文武即位の元年を申す乙酉と十三年
丙戌は朱雀の元年を持統八年号を乙未の
は文武の即位五年辛丑大室と号せし後

綿くくして改元をすといふをうしきしむる也

○卅衣

オニアリ
大ニ異ニ
有ニ除

軍家若流中説をいひてして王陵種武より
始と云或ハ卅衣と云多ク陰陽和合の表之と云
或ハ卅衣皇居之轉をいひてして時佐吉の非
到しり云亦ハ卅衣をいひてして云々
虚説を作してきわろきぬやも極子を身令
胎而致の智命をいひてして云々
の卅衣子立てて係氏ハ武臣と云云云ハ神衣
の字をいひて有云ハ綿衣と云ハ卅衣

と云ふと云ふは世の所より云々
有極と云ふと云ふは友之説をいひてして云々
何ハ卅衣と云ふと云ふは云々
一第何ハ卅衣と云ふと云ふは云々

○松平親氏主人の云々大盤若流を事にして云々
のち社々云々
氏々云々
世々云々

○信光云々の言ハ親則ハ七尺ハ平の祖を云々
七加云々

後回より本系の神の加茂形をみるに

少いりるもの姓の加茂形をみるに

○園大曆云觀應元年十月二日上皇出御仰云

只今此御所東中門頭大噉入小死人有二十百穢

御禊以下事有御迷惑云云官官外記匡遠師茂清澄

神祇官兼員明法明清明成章暗勅文云明清勅文云

新儀式云隔別門處踊同處不為穢云惣門兼

路頭之間其所有穢之時穢人諸人同通事不有憚

之由先儒勅答分明也且兼元三年七月十九日左大

史宗清仰之伊勢大神宮御遷宮行事所

被如神祇宮其行事官出入郁芳門南件門

今朝見附葉死人仲門出入可憚哉云云明基

勅云宮城門右穢之時出入先例全不為穢然而

神事行事官出入何事カ候哉以上ノ西條就御間

觀應九年十月四日前大判事明清法令云云

引云神道ハ王道ノ用ル所ニ依ルトイヘリ然ラハ

只宜ク敷慮在ベシト勅へ申タリケル神祇大副

ト部ノ名称兼豊一人大ニ念テ法意ノ如ク勅進ニテ

觸穢ノ儀非スハ神道ハキ物ニテコソ候ト云大率

按云々ト於云々區々云々一編工物云々先儒の

説を非と一自派を術いしるる三百年おぼ
ふ子謀家の表運と業とと一独く非祇
友とを正一一家の偽事と秘傳の説とを考
不欺くも兼便に果又云一法家は及
信く先傳を考成し陳て權を以用ひ意に
氏が知るるんや近世國本より令一信ふ亦此
股志令全く所法の故事なりとを考ふ

○奥羽軍記陸奥話記 頼義、安倍氏 後三年託の畫草

子義家、信長、子 合て林氏席とし申す 寛永
七十七年
私曰陸奥話記近世の作し非と云ふ亦中古の文字

考政云
信長子推
久の頼義お
軍師なり
云りつこ二
仁文の信長
トアルハカ
然ラハ推久
非スト云誤
アルカ

ゆら後三年の頼義は實古託なり 中事の重考ハ上
卷、河内文殿寄、人仲直中卷ハ持明院の九少保
修下卷ハ世も寺後二位行忠名を頼義を因ハ
畫飛澤と推久と云ふ 林氏 按る小乞原仁文殿の
後弟子女 從之信 後河内院法皇 延徳
元年七十歳中て薨ちり世も 由小陸二品禪卷
と稱せし 又 持明院家も 考 上上の持明院の流
し中絶之保家由世中絶之保有の子 今 の持明院家ハ
保家の兄後之在基宗々の之圖之或人 今 事の終り
城の事 夫 義家 の 男 の あり こ まつ ら けり 大 分 さ したる

たう是左源田舎山伏の文を直なるものより彩禮あり
とらう秘ありはく是を秘法なりと之をいふは
すまのゆづり平直比中山流の目蓮宗利徳の秘
事と傳へ概田宗彩事 千年大なる道家の奇事
多しして思儀方お整儀のゆきまことこころを
二三を死す

源田の呪

愛敬の奇

危療の奇

いふを事して上を信る又三香

おれぬ一第所これの他は名律のものより
懐妊秘の秘の血流のゆきまことこころを
といふ出家の作業と此なるものありた也
及のたのゆきまことこころを女の名のゆ
のゆきまことこころを女小事して右又曰ははく
始て合て自の月かく久しくおもしろいとらうに
事之又ナニ鬼の大事第六曰女のおもしろく
まはゆきまことこころを日蓮宗の傍女祀を
りしらすは骨めてふらまは彼事ハ眼意之年
丁酉十月甲子早刺大蛇小してり類といふ傍中心

日常流不付交と一由死さうし事をかくして
秘傳大さうとのうらうらうを怪すのまじり
あうらう

○治承五年三月大中臣能親訟于關東曰在正月
十九日号熊野山境増之徒類盗入伊雜宮竊破神
殿相用神宝之間為一称宣成長神主沙汰奉遷御
体於内宮之處同廿六日件ノ比車亦龍表來山田中治
兩紳燒失人屋奪取財資訖 天照太神鎮座ヨリ以
降千百餘歳皇御尊聖跡之後六百餘年未有如
此例云云東鑑三

度會延説曰能好を以神敵といふこと
るし云私曰内宮を以て白鳥源と稱して國
常立とて幸とて大中臣氏の侍はよわつるを
又嘉永二年有相朝御内外宮御厨寄進の
事

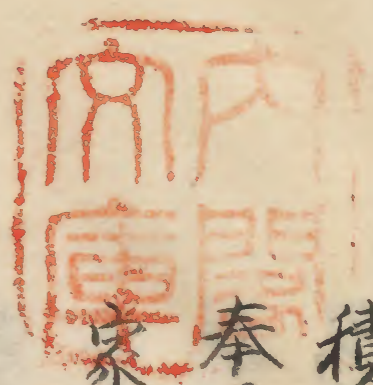
寄進 伊勢皇太神宮御厨壹處

在武藏國飯倉云云

これの内宮ハ此寄進状ナリ 一称宣荒木田成長
神ニテ入つた云々

寄進 伊勢太神宮御厨壹處

左安房國東條云云 今安房國東條云云
生傳小島



積姓ヲ賜嫡家ハ榎木氏ト稱シテニ家熊野祀ヲ奉ス桓武天皇ノ御宇異賊龍衣來ノ事アリ帝ニ家ニ命シテ令伐賊平後勅賞之云云

寛永系図參考曰德積氏ハ伊香賀色雄命之後也色雄命孝元天皇御宇為大臣奉裔大社因社之神熊野大神鎮座蓋此時欽漢人投化於我者稱諸蕃德積榎木等非蕃別曰將將軍名亦無據世好事者附會造之之乎云榎木連與大伴連同祖道臣命十世孫佐三彦之後仲九子曰臣命九世孫金村大連後也別

九子穗積朝臣伊香賀色雄男大水口宿禰之後也已上見色男命饒速日命五世孫也又饒速日

命見天香諸山命降坐於紀伊國熊野邑天孫本記於此高倉ツカクラミヤ下命是神藏大神也然則穗積遠

祖自神代住熊野邑者歟其司冑將軍等之說者秦徐福入熊野故事而混而為說歟

○大河内系圖 是大河内松平家傳之或書之桃井大膳亮滿政大河内祖云滿政先將同歟然滿政永享年間猶存全之云然則別人歟

△賴政 源三位 仲綱 廣綱 駿河守 大田祖

兼綱

顯綱

行重

光將

光政

木三郎

宗綱

源三郎

政綱

源三郎
大内少輔
木三郎

貞綱

源三郎
正月廿七日卒

國綱

源三郎
母源氏
重長女

大膳亮但馬守
母松田三郎左門辰綱女
元永廿五年卒六十六

源三郎
大藏左衛門

信貞

源三郎

元綱

重一
源三郎

政弓
源三郎

系綱

金三郎
母北見賴房女

久綱

金三郎
母系氏

信綱

源三郎
母源氏

隆綱

源三郎
母系氏

正因

源三郎
母系氏

女子

源三郎
母系氏

汎綱

源三郎

○大神朝臣系因

姓氏錄曰素佐能雄命二世孫大國之後也云云
家傳曰祖母嶽神之子大古云云皆依大業故事所
舍之而已

△大古

惟基

養父

惟盛

旧持冠者

惟俱

惟用

惟義

源三郎
或作惟宗

兼朝

豐前守
比才多

惟兼

惟綱

佐伯寺尾為持等親也

或託云同九月

二年

二月丙午之近日東西京大小路衢

刻本作神相對安置儿厥躡髻大支頭上加冠髻

邊垂綬以丹塗身成緋彩色起居不同迥各異貌

或所作女形對太夫而立之膝下腰底刻繪隄陽搗丸
案於其前置杯噐於其上兒童櫻祥禮慈蕪幣
帛或供香花号曰岐神又稱御靈未知何神時人
奇之云云

是後世所謂幸神也

天慶七年正月九日長谷寺燒亡佛像同成灰燼

今長谷寺像者此後新彫歟

兼曆二年正月二日近江國石山寺燒亡如意輪觀音像
已為煨燼云云

今所安之像者所塑歟 以上杖桑畧記

○遊女ノ記

傀儡子記遊女は河陽江等處を定む任一傀儡
子の定居るき女と云ふなり

傀儡子の歌舞をさす小キヤリと云ふなり

今板古川極是福竹下催馬樂里多子歌神掉歌

辻歌等當時のうたひぬ之節まは皆女色をさす

者トして遊女の下まなり者と云ふなり

○洛陽田楽記

昨年中御之 永長元年の夏洛陽大有田

楽之事云高足腰鼓銅鉸子編子等の藝あり

又陵王扱取るんどの音しありと云ふ右の文字を
中云ふなり

○補諸官御庄司書云 中宮

廳下 味因 御庄司

可令平時范朝臣執行御庄雜務事

可令件人執行御庄雜務之狀依大夫宣所仰如
件庄宣兼知依宣行之故下ス

康和三年九月二十日 權少屬兼左京属中原

右ハ口の乞召候の條も少あり 又才七老

補御庄目

右大臣家

尾張国富田庄

大膳少進平季政

右久補任下司職可令執行庄務之狀所仰如
宣兼知依件行之故ニ符ス

令

從主計允橋磨

別當某

康和五年二月十日

こま 依宣と稱家との庄目を補せしむる事此
かろく之を後古ハ庄目の号取一申比依宣及宣
由と申す也を爲す事取らるる司を由て之を維
と一はさるる 國衛 西目の庄と 庄園と 庄園を
今をこれ一其邦の代を射らるる御下所 別
依宣依宣親王大臣の御射古よりありし是七
友并と爲す事此の正税を交々申す事由ハ

皆由因のまじりし申古くは花園とて輪
のふりまて由目ふ入の地多かりしは田舎を
字ありあつたる日ハそ官其の長は花園
司人といふはこれおのなる下は代政といふ
をまてた日のもうはそを佛司保るし稱を
しそより我れ由致すしちて古のこは
た何とれくまじされど又今といふは
二國を以てあんとていふは天下の
權をたては由りて大軍を以て地を
自由のふりまてせしむるはそ
を以て

ふりまて申此の風俗も変へぬまはるは
そ國を保ちしふりまてしむるは
して由致すしむるはそ
法條と封建のふりまてしむるは

龜卜長上 龜卜得業生

是卜家之職也本神社長上とて
近世そ田舎の新記のふりまてしむるは

大政官外記の條下官名を長物の事式に曰

左辨官下尾長國

應早速進上權頭或拾口符貳拾事云云

これ長治元年九月の案を因りて承平元年九月
一政を止むるに由りて承平元年の事なり

○移進也

青苔曳テ 和布曳テ 海松 兎布ニク

乞七乞は所令加信解文より之たる按より小介
野某某の物を移すをわたりて古下りの物之を
是ハ佛事の時ハぬりて其後ハ移すをわたりてハ
非之又ハ年移すをわの中ハ飯け之案等あり食
おろすなりと云ふなり

○朝野群載二十卷ノ唐憲宗我國の今ハ端ハ位託あり是本

邦官今ハ端位託ハ以割り飯りての物きりて文光

具中太丈試大子中允餘如故

勅日本国使判官正五位上兼行鎮西府大監高階
直人遠成等奉其君長之命越我會同之礼越
溟波而萬里献方物於三陰所宜慶特錫珪采
可復前件

元和元年正月二十八日

中書令 關

中書侍席平章事平臣鄧綏宣
中書舍人臣盧 景亮奉行

奉

勅如右牒到奉行

元和元年正月 日

檢校司監兼侍中使

門下侍郎平章事 黃堂

給事中登

侍都事

九司郎中

吏部尚書 淵

吏部侍侍郎宗儒

尚書左丞平章事 左中書

告日本國使判官正甚高兼行鎮西府大監高階真人

遠成奉勅

勅如右府到奉行

員外老次元

主事 榮白

令史 惣初

書令史

元和元年正月 早

かくのこころをまじりて候ふに化局に海小菊所

○セシ地也其後八百九十餘歳ヲ歴テ箕氏燕人尙
備カ為被_レ漢武帝是ヲ平テ真蕃臨化_也玄免
樂浪四郡ヲ割置_レタリ又三百八十餘年ヲ過テ後
漢末公孫氏晋高氏ト云_ル二人並立テ彼国ノ主ト
ナレリ其高氏カ領セシ国ノ年ヲ高麗ト号ケタリ其
後宋魏齊梁陳周隋唐ノ数代六百餘年ヲ経
テ高麗王蜀ノ王建カ為_ニナル王身世ニ到リ新羅
百濟高麗ノ三韓ヲ合始テ一統ノ政ヲ執行フ我
朝ノ人王五十九代宇多天皇寛平年中ニ當レリ
又ヨリ以降彼土五代十国宋元等四百九十餘年ヲ

△過テ近年大明洪武廿一年我朝ノ嘉慶二年ニ當テ
彼国ノ執柄李旦下云者其主王瑤ヲ廢シテ自高麗
国ノ主トナリ遂ニ大明ノ太祖皇帝ニ告シテ我朝明德
三年_{三云應永四年}明洪武十年ナリ彼国号ヲ改テ朝鮮国ト名ツク云

朝鮮国官位之大略

- △領議政正一品石玉帶 左議政正一品玉帶 右議
- △政正一品石玉帶 右三人備邊司_{ビバンシ}共朝廷凡_レニヘリ
- △吏曹_リ 天官第一唐吏部日本兵部ニ相當諸官位ノ目ナリ下旨
ノ五官アリ 行判書
- △戸曹 地官第一唐戸部日本民部ニ相當ノ行判書下旨

五官アリ

右八国郡ノ宝物奉行ナリ

△礼曹 奉官第三唐ノ礼部日本ノ右部相當行判書下司ノ五官アリ右ハ書簡ノ司也

△兵曹 復官第四兵部相當下司五官アリ 右武

家ノ司ナリ

△刑曹 ケイソウ 秋官第五刑部相當下司五官アリ

右ハ公吏罪人等ノ司也

△工曹 冬官第六工部相當下五官アリ

右ハ修理細工奉行ノ司也

△弘文館 下司五官アリ 儒者ノ司也

△司憲府 下司五官アリ 目付ノ司也

△司諫院 下司五官アリ

武家

△訓練大將 弓大將 御營大將 鉄炮大將

△挿盗大將 罪人公 都惣府 京畿武士ノ司

外方

△觀察使 サシツ 兼巡察使 正三品 或二品 都吏 提讀

儒者 右ハ一海道ニ組宛八組有之

△統制使 正三品 舟大將

府尹 慶州等ノ地頭

△牧使 モクシ 尚列等ノ地頭

△府 トノアキ 東萊等ノ地頭

△郡守 ウエルシ 梁山等ノ地頭

△縣監 カフレン 用城等ノ地頭

△水軍金節制使 シユクシ 釜山等ノ地頭

△虞候 ウウ 水宮ノ次

△水軍節度使 スイクン 舟年ノ大將 水宮ヲ目ル

△谷炆營 ヤヨリ 水宮ノ次

△兵馬節度使 ヘンマ 陸大將

△防御系使 ボウゴ 右日

△兵馬營將 ヘンマ 右日

△助防將 シュボウ 日

外地守令

△万戸 マンコ 權官 △先達 センダイ △軍官 クンカン △擲奸 チウケン 横目也

△部將 ブショウ 下横目 △戸虜 コロ △宝物司

△礼戸庫直 レイコ 房下 △館直 カンチ △門直 △本學子

△教 キョウ 十人

其升ノ官位ノ品多ト云レ略之

塩尻卷才十五終

塩尻卷才十六

日迅

○源有親住上別德川郷應永年中鎌倉持氏每忌之謀害仍出郷而隱釋氏号長河弥陀佛太子親氏号德河弥陀佛徑歷諸州以永享元年到三河國松子御云云△一說曰普廣院義教永享十一年二月討鎌倉持氏及後東制法將下搜新田氏族之源有親父子潛出德川郷義季以來三世居之逃作時衆將氏始應永二年十月伊豆國板落其宿飯鎌倉然而為義教元矣△一說曰德川下野守滿義屈新田義貞而勒之新田氏不得其志而亡矣

自是德川家通志於吉野右京亮有親滿義嫡孫
修理進親季子也 △又曰奉遠列井伊谷官之令子
子之利之兵戰處之於信州並合王家敗亡有親及令
子三河守親氏被執而入京師時有遊行他阿
上人在洛乞其命為時衆所謂長阿德阿是也
長阿示寂之後入三列坂井村今作移居松平
御稱松平太常左衛門親氏武略聞近境士庶
舉手為主云云至今崇敬遊行上人者謝不先
祖往日之恩ナ也云云

右說共似而不同未說蓋有故者歟夫親氏

主子越也似明大祖其八世世所謂系譜以親氏系譜
先代信光下令佐讓家 神君御天下光化被宇內
受有世九世之異ナリ 嗚呼其神其武乃歲之佞基歟奉書 筆亦
實雖有其恐而為遺忘私記此

○信玄家長惣濟の教通計凡子之而曰孫孫といふ
是也長子以下少年より中興御所同明核来
まていゆの操り方御所は是れの子三百七十年
之了人教起てとるち中七十年の事とてしる也
或方生し不及すといふも七十年の事とてしる也
はしりて多の事とてしるも七十年の事とてしる也

流乞と浪りし少化りのやうに説めさへ一彼童子
らぬやハ王師の二軍一諸侯の軍を合せ天下に對して
説をたらしききき大なる矣之甲州ハ行田舎にして殊ふ
徳方款多一かの地ゆしあつたがれハ國のあ及
心をくさくさと思入るのし信玄の智の著るれ
ハ法弱を怖るゝて人を使ふのよと好むをゆも
能者ゆしうハな故う之のこもき百事くうりし
こもきらんかの世と誇るも角うハ家中心
して徳も款國ハ亦患かハ軍事とあふる久
しく絶之古法を知れたる亦もゆさるハ甲州のこ

とくぬゆの軍法者くりこくかハ形ゆらう凡何處
位の考かく文亡自の士と私説を後して自は疎
かうしある故をくして秀吉の長列ハハを言ハ
斗くハあハ二軍ナハるハ鳴呼

○源光友御沙歌

朽葉海草の家

朽葉ハ雛の所と椋の羽を志のさしりこきこらう

禁裏新造 所遷幸の対とて奉りせり

桓武天皇延暦二年癸亥月四日八幡記宣曰我ハ
護國是發威カ神通大自在王菩薩ト云云

嗚呼航不航ナラ何大神自謂之甚哉浮屠之誑神歎
○桑弓蓬天采八枝桑園ト云ニ象ヲ奉ハ蓬萊ト云ニ象ヲ
始ト氏附會ナリ今射苑者流口實秘傳トス又可ニ
大笑

○尾府城 東照宮ハ元和五年九月十七日遷宮

南光坊天海 大師 謚慈眼

奉行 或願集人正藤原正成 竹腰山城守藤原正次

大工 沢田若按守藤原吉次

神衣 行事官詞進

甲曹弓箭等 御奉納

寬永四年号佛院 称大長山神官寺尊壽院天
海杭之云云

開基 慈眼大師 代 玠祐權僧正 上東院

三行 大僧都玠海 淨心院 玠海僧正 觀心院

三行 靈胤僧正 玠 智洞大僧都 專恩院

神主

正五位下 官内大輔源幸勝

正四位下 民部大輔源恒幸

從五位上 刑部大輔源幸和

祭禮 元和六年四月十七日始 十二日舞樂 十七日神事

○藤堂高虎系図

俗ハ官部禪定坊々下部成リ之と云々高
虎元より官部縁者にして石の族と云々

△高久 依本末義士代孫六角備前守之男
仙守守乃二并出羽守乘定吉子云

乘高 餘江備前守

定條 二并出羽守 定仍 伊賀守 乘緝 出羽守

貞虎 藤堂堂号源助為
右妻作左右若尔虎若若子 高虎 左中將加賀守好友
堂号信布左政左左

右乃ゆふまふなり

○松下園翠軒端家の故実を記し系図を案れ
一付に方の古法四寺ありて一人名を同れし

左園ありてゆふ守の位牌と櫓測左を信政蔭と云々
伝傳曰是ハ楠正成の政号之漆川中を戦死と稱し
いれし東園の傳もて成を信りていれし信あり
とみすめりゆふ守一塚の事とて今も居し信り
伝りるるとんがしてハ勇士に大戦ありしと云
きこ之且其證しありあり孫ハ美ゆとの傳て
系傳ハ事のりれりしと松下氏を述一人傳
りき

○織田家より三法師と童名ありて一人或る正三夜
持中納言秀信ハ 海軍中納言
ありあり 八三夜九中納言信光の

嫡子号三任所 考儀從三位秀雄カハの弟内大臣
 信雄の面之号三任所秀雄カハ長十一年八月
 分題を二十八歳と云は石号用松院天巖高
 ○小兒病瘵をほめうう茶とて或人のししと押し
 うるを傳ふ レイテガイニモワセ茶のうくいめて
 ●是やどめゆー今さうと云ふして小兒の年十の
 世用ふ 又一符 風いまを小紙ゆき丸く
 後流を衣として一粒を尚し井ノ多と雲の刻
 皮そりめて符を香せそ余のあを天目一盃を入
 入大夏七粒念子所一と右のちく入一盃を中

其陽をひてかの花葉を香し香を凡六の茶ゆて大概
 一生病瘵をしまぬれー者まーと云
 ○少乃光通裁のつひと奇よみう故法を小ま
 られて勅判を中傳りしーとて中勅を中
 早春を辰の今日春と云うとて東洛や園の右
 したる物産は山家子規をいさハ秋のキとてう
 小松世の介するぬ山部之月おま花影をう鹿を
 う病と吹くく月小乱うのの秋風初鳥久介
 山ありしたのそ古名やあまふーちの初丁の夕時雲
 定ふた世のそつを初毎月雲う時々の雲をんじ

を村者 一筋の烟斗に後人のあつてはしきのおま
ねをふし个畧し侍る遊去の後には他功のやや侍
し侍り侍り後西院法後しとせりして津津と深
させのふ口の所を後後の後かの孫ま九中まらるる儀
まつり侍り

後西院上皇

有はねるいしつかの埋られぬまの紫のまね侍り
紙をもちまらるる人の業あかり後清池の二字をば
震袖と深られ下りまの新流も又かの讀まじ侍り
ゆたの若らりしと法院のせれまらるる有はねる
いし忠しとふ法割津にねるまらるるは平七奉月

ふののりまんとたつこまを思ひあまて其人れ
善提のたえし志し念字の心行奉字し送り侍り
しつて

照高院

思入色も深しし五の修りえしとける法を

○尾列中嶋郡大須庄北野村今属真福寺号北野
能信上人用基空海所作の正観音の立像と安座
し千原南船後村と虎勅願もらるる皇子東
南院二品法親王任瑜を以て寺督と目し

任瑜を工御門ノ官と号後人得く
 世たり又い守ノ飛舟の内ノ年王絶及ハ年王ノ儀軌
 ハ世ノ希ナリハ秘傳之ハ御門ノ事ニ於テ定生院ト号ス
 今も尾張ノ事ヲ移リ御門
 意号ノ事トテ大御ノ行

任瑜法親王南朝紹運圖ノ圖ナリ

○界行 書字ス時彼ノ事ハハケト云ハ界ノ字ニ 行ハ行ノ行ノ朱子文集ノ事ナリ
 △一相 △一堂 △一四 朱ノ俗語ニツカリトナリ

○凡文字を作ルもの先其體を理令せされハ九の意

詩 律ト 他ト 辞 其辞ニ因 歌 放情長ク 操 標守堂アリテ
 詩 他ト 辞 其辞ニ因 歌 放情長ク 操 標守堂アリテ

を標ト云 曲 声音雜比ニ下 吟 吁嗜感慨

嘆 沈吟深思大息ヲ 怨 積テ怒ラ 引 先後を帯ト

詠 非數鐘して徒 詠 嗟嘆して不盡 篇 長字ナリト云
俚俗ノ色ナリ 詠 歎小ホソク 篇 長字ナリト云

いんち甲春奉々休意聲ニ字ヲ註解ト云

○文徳天皇實録抜抄

上啟曰臣等ニ具陳勸進之誠 一卷

勸進の字今ハ傳法原等撰カ分見ルものナリ

乃月ノ卯加ハ筑後國高良玉垂名神位田四所 同上

按神社の位階ハ其社の位田ナリト是ト云ナリ

堪家

三内口訣曰 三光院内府所違比 攝政家ト云心ハ元

來ハ近九ノ二流ニテハ近衛ヨリ出タル舊司ト称シ

九條ヨリ別レタル二條一條ト申候是ヲ攝家ノカ

流ト号シ候 攝家ハ子細アワテ五流ナ 近衛ハ系因面

雖為宗領名記無之九條ハ雖為庶流奉園白

月輪禪園後京極攝政之御記号ヲ三代正記ト

号シテ為天下之鏡ト然間九條ハ正嫡ト見テハ

哉雖然諸家用ヒ五流無差別ハ但二條之一

流南朝御出奔之後後光嚴院被用聖運

當代之御一流被用正統之事者二條 後光嚴院攝政良基云

一家勲功也依之至今稱天下ノ御師軌ト云

謹按スルニ皇朝ノ正統ヲ謂ハ後醍醐後村ト長慶

後龜山後小松也是神皇御授受の故也光嚴光

明宗光後光嚴後田繼の五帝ハ皆叙未至ル

押下武家位ト昂ケ奉たむハ因統ト謂ル可ク

二條ノ良基武家ト稱シテ宗光院ノ流トシテ

後光嚴院ト云是トクニ武家ノ親ト云家ノ

是之故ト二條家元岐の村必お軍家の諱の子

と授ル今ノ御師ト云

○二水記

○永正元年七月七日宮内御出づり
宮々の清自出づり
早候縁急田座十一軒云々

按さるる日永正十に年七月の條より十日親王
御方より清自出づり清生目玉有申ゆは云々又上り今
宮の清自出づり清生目玉出づり今七月
孟蘭盆父母を祀食らるる日きこたまの祝儀也
稱して是より之御も御延べり清目出づり
のこ号きりて清生目玉の御か
十三日今日各燈籠をとり

○按さるる日就く寛喜二年七月十日の条より
奉儀家今夜之長竿其末稍竹如灯樓物張紙
奉燈遠近をくく之う九の付は末官あり
ある事形しけり改る御延べり
ありて二元燃焼を附合し
月十日宮内御延焼を祀り永正の御の
十月十日御延焼を祀り

○今御家清潔きし
まんぢりの文字と得まるる
○りつる酒を下おの袂紙うらに鬼形の者

政可乎所評于世如何一妾曰政停而民安問亦松女
六ナキニ
 則曰奇政如踏白又公大怒世人以我政為日女乃
 汝踏之以刀而令踏之女不昔屈踏殺死矣滿祐
 恨之謀逆公亦疑之使同明某遣播州何之同明
 子亦松圍某同明辛_下基_上壽輸贏以某若子
 擊滿祐之頰而為戲同明歸洛謂公曰滿祐
 及者明恐恥惜_レ年是有大謀故也公丈夫備_レ子
 喜吉九年滿祐朝_{セリ}矣六月廿四日公慶_ニ滿祐視
 隙將刺之其族惣右衛門某以男罷被_レ幸知_レ之
 謀私告_ニ滿祐_一滿祐還_テ圖_レ殺及_テ接樂羊冷其

族某殺之惣右衛門告公之謀後速自盡_リ
此説興家譜等説異也今據此説謂之
 教政之可_レ否_ラ同_ニ女者_一用_レ間以_レ佞坊_ニ將_レ殺_下
 滿祐漏_ニ其謀_一於是公之誤_ラ而尤者在_レ下
 侍女謂_ニ政之非殺_一之餘_ハ不_レ足_レ言_ニ嗚呼_一
 ○寫_レ其_レ歎_一者_ハ料_レと_レか_レよ_レと_レか_レ外_ニ透_レ逸_ニ集_一
之_レし_レと_レか_レ一_レ近_レ比_ノ歎_ノ中_ニ難_レ題_一
此_レ書_ハ中_ニ有_レ也
此_レ義_ハ顯_レ也
此_レ女_ハ無_レ廢_レ也
此_レ女_ハ無_レ廢_レ也
 初余の亦をりこまら

おのゝころははしし海をてまもわの南流のま

近衛宗茂下京於淡の清敏也 宝永三年 西氏

他は君のあしを云つ地流老をせと河也

ナラるゝりしの中事ありしうあやうれがゆゆ

流より月の光りまゝく人しとくあゝるは

想大回す

そのくふ神代をぬきまゝなまをさすしす

流をとりて

あひししれあひかたきまゝなれつとあは

○大樹二十のゆきのかし枝をまもる

少将右保 松平定直

君のく枝のやうてはしれきては新るあひの

は因守に位家私のあしをまゝるをまてを保

くあひ大官の袖の香に庭のうらもあひ

中三首を哀恋云々
嘆白く花もあせのまゝけりあひのまを

○一條院御宇北野天神御贈位御贈官云々御位託

心宮ヲ置案上ニ再拜ニ統申時絶句之詩化現道風

平跡云々

嗚呼是吳邦天書ノ類也甚哉浮屠氏ノ誣神人

平城天皇の御代とばははるる御代とまゝ

倭武末はのくの程より上出て南面しおろし
飛長田寮各をたぐおとに方の新入人かか
田裡へあつ集りてさき札のよりさきふこの
といふものもまねたうれはあやうき民百姓
文をとりてあつては案入る史外託舟が細か
かして取上げて先しおとり飛長各を評定して
よほのりする勅後をたさうらまをとりた
別右向うのりする南面かたは返きを同つ
ゆきとおぼしめ文をとりて目たけぬれは
めて信守をよめると法御法孫をおろして

命の君の法御あは民の愁なきことゆ
うのりするのりするのりするのりする
そたれよりうげ君ののりするのりする
命の君の法御あは民の愁なきことゆ
うのりするのりするのりするのりする
そたれよりうげ君ののりするのりする
命の君の法御あは民の愁なきことゆ
うのりするのりするのりするのりする
そたれよりうげ君ののりするのりする

君の法御あは民の愁なきことゆ

○宝永二年乙酉二月十一日 禁裏所領一宮所始附
為所便大思右帝右也

同日二年丙戌正月十八日 院所新法次字之沙増附
所便由山民於

寺神宮司神事供奉日記 二卷

大司從其位下大中臣長則初長の家記之

正月元日宮司自昨夜参心内宮一殿之参着
御前右壺八度并拍午別宮并之事畢之後
参拜外宮之云

按らるる大司の神符元正先内宮少ありて後

外宮少ありて外宮の初夜動しこれハ注礼者
外宮先の由と云ふ御まつ外宮の初夜ハ已
奉祀の宮元元外宮少ありて下内宮之系
る是を初るての例と云ふ非歟所祭日ハ
有て外宮系と云ふ之

因之云流人年量と稱大外宮之傍元
度人の少小形と大外系流の少と傳はる歟

因十月百旬参上元元日旬参之云

世俗今十月ハ神社不系少の極小之或ハ因月
の系之しせらるるハ皆俗言ハ一也也

は向系同日三月十日なるを以て不系付なき
るを可くせん

○仁治四年正月ナリト云之今朝鹿骨守許アル見付
件ノ骨ハ無血乳古骨ト云云仍無血忘者不可為穢
之由有沙汰遂ニ内宮参事畢ス

参事官の者今疑穢のゆき多し能古例を考ふか
るべき也

○春日若宮ノ神主従四位下式部中長ノ連祐子
宝永二年
二十五年吊カ惣めていと親しむくつと和お小志
一家の凡したろるあはれ官中事あてて八天ノ

押雲命ノあはれ侍りぬきハ彼神主ノ家弟ハ別々
傳をて秘しむるに二月七日春日系遠江國
濱松カ所所神ノ祠友林氏於痛たあはれ尚社
系信一社字ヲ敏めて吊しおとるとうろあはれ
の序ニ曰我奉祀するカ社春日の祀カ小宮
の所系をて死きてカ所ノ号とてとて一カ吊一日
をふ信(あはれ)のあはれ宮とハいつきの神とて世
ましせりあはれるに侍りてカ玉命ト云々
それハ遠宮カあはれもせめて推して知りあはれ
や千浦家和名カあはれカ所の白とて秘しむるれり

江木の御神階の事ハ史より之たす 其官殿を冠
のりハ舊記より之傳し之を神事ニ家形ハ之ヲ
記

右ハ向井二位

春日權禰より大守長
好長師尊七千ニテ

くしこるノ二月

廿七の日のゆかりノ事ニたれしを傳しぬ

埴原卷才十六

一重出ノ事

○慶長本老ノ事ハ之條

先文才九アリ

○浮屠氏施餓鬼江事之條

同九アリ

○清人七歳童同六歳童詩作之條

同九アリ

○保元平治物語作者ノ事

同九アリ

○古事記抄花山院桑心之條

同才十四アリ

○統古事記抄坂川院之將掛子ノ樹奉之條

同十四アリ

○勢田祠官略記之條

同才十四アリ

○府城 東照宮ノ舞樂之條

同十四アリ

○土佛伊勢參詣記之條

同十四アリ

○備前女ヲ光政能沃用ノ事

同才十四アリ

○世説新語補校書之條

同才十四アリ

○筑後國高良山守吉見獄之條 月十三日

合十二條

右方け壇瓦卷十六の中、更り出ツ右先キニ出

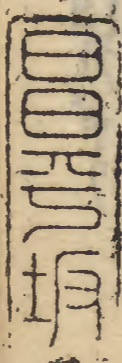
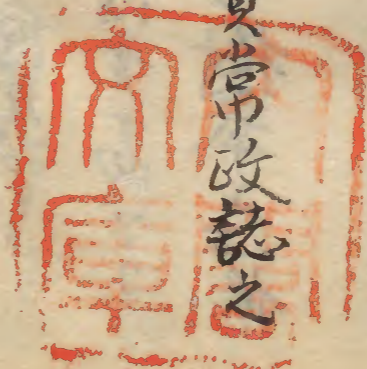
名ヲ重復出ツリ無益有テ不字然レ氏名月ヲ紀

ト如此尤先文ト所遂換合無異更全ク重出

定先ル事必然ナリ

天明七年丁未南呂七日

多賀常政誌之



慶應七年

